農業構造改善事業一年目　下新地区

「実施してよかった」構造改善
米つくりをガラリと変える
—トラクター・稲刈機などを導入—

×××××××

基盤整備を実施し、ことし一年目を迎えた下新地区の人達は、「農業経営の近代化が叫ばれておる今日、こうした構造改善事業はどうしても必要であり、私共も実施してよかったと思う。また将来は機械力を導入した共同化が目標である。」と話しておられました。

×××××××

一、下新地区

1　計画の内容

この地区のおおまかな計画は基幹作目の米つくりを向う三か年間にがらりと変える内容がもられてあります。まず水田を長辺百米、短辺三〇米にして、一圃場の大きさを三〇アール（現在一〇アール）になおして土地の基盤を整えることであります。基盤のできたところで、中型トラクター、稲刈機、さらに籾乾燥施設（ライスセンター）を導入し、水田面積の半分は乾田直播に切りかえ、（これは技術の体系が確立後）従ってトラクター中心の米つくりとなり、施肥、播種、播種機、除草、防除、動噴、刈取、稲刈取機、（将来コンバイン）乾燥、籾すり、出荷—籾乾燥施設ですませる計画であります。これが円滑に進められた場合、今まで一〇アールに、二三・二人かかっておった労力が六・二人ですむ計算となります。

なお施設に必要な資金は全体の七割（土地整備）—五割（近代化施設）は国県の補助金でのこり八割は長期融資によりまかなわれることとなります。また、この事業の一環として追加所得としての乳牛を現在の二倍に増殖いたします。

2　実施の状況

イ　区画整理

近代農業を推進するための最大必須な事業だけに当市農業構造改善事業のテストケースとして注目されていましたので、計画—実施—完了までにかなりの問題があったが一月二十一日着工以来関係者の終始変らざる建設的な熱意と請負者の積極的な努力の結果、五月末までに工事は竣工し、また植えつけに、さしての支障なく六月十日までに田植えが終了したことは関係者あげての心技一体の結果だけに、かえりみて一しお喜びも大きいものがありました。

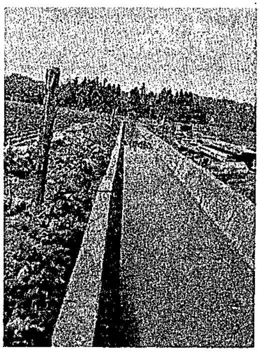

基盤整備工事（4月に写す）

やりやすくなつた共同作業（農薬散布）

主要工事の状況

総事業費　一、七〇六万円
事業量　三五・九ヘクタール
受益戸数　三四戸
水路工事　五一五万円
二、九〇七米
用水　一九六万六千円
七、七七二米
投下労働力一万一千人
排水　二五四万八千円
五、一三五米
諸経費　六三万五千円
道路工事　三三七万円
四、六七〇米
道路　二九四万四千円
諸経費　四二万五千円
整地工事　四七三万円
三、五九一ヘクタール
旧道取崩　三七万円
三、二一六米
旧水路埋立　一一万円
一万米
田地均—三三万九千円
三万五千ヘクタール
畦畔築立一三万二千円
八千米
諸経費　七一万円
附帯工事　二六万円
四六八件
樋管　五九万円
八件
橋梁　三三万八千円
二六件
井堰　二万二千円
五件
ヒューム管九五万六千円
五六件
田区土管三三万九千円
三七一件
鉄塔補償一六万六千円
二件
諸経費　一九万五千円
補償費　七七万円
一、一四八本
立木　七七万円
一、一四八本
工事雑費　四四万円

ロ　圃場用機械

土地基盤整備事業の完了により当然省力化を前提とした近代化施設としてのトラクターが導入されました。この管理運営は任意により結成された下新生産組合により運営されています。四月二十日導入した本機ならびに附属機は次のとおりであります。

1本機　ファガソンFE35型　一〇八万円
2作業機クメローター　四三万円
作業機ハーフトラック　二三万円
作業機12吋二連プラウ　一二万円
作業機ポリデスクテーラ　一五万円

なお、車庫も建設中であります。

二、小阿賀地区

1　計画の内容

基幹作目でありますイネについては、下新地区と同じですが、肉豚をもって基幹作目として取りあげて、畜産センターを拠点として一戸平均三〇頭の多頭化飼育の計画がくまれています。

2　実施の状況

イ　暗渠排水

圃場は一応二〇アール区画に整備されていますが、地区内北上工区で事業量四四・五ヘクタール、事業費一千七十万円で、十二月五日着工、事業主体たる新津郷土地改良区の工事の手順よろしく、関係農家の協力により、円滑に取進み、三月三十日竣工の運びとなりました。

今後は堀水田が解消されて水稲の増収を期待するとともに、田・畑輪換が容易になりました。

農業委員きまる
四区を除き全部無競争

七月十五日に行なった農業委員選挙の結果は第四区だけ投票を行ないましたが、他の地区は無投票でした。

当選者次のとおり。（任期は七月二十日から三年です。）

第一区（六名）

川崎　徳司　下山谷　45才
樽田久太郎　柄目木　55
沢田新太郎　下興野　56
鈴木　元系　満願寺　51
杵鞭　恭平　七日町　58
深井　竜吉　北上　43

第二区（六名）

細川与一郎　結　54
長井儀一郎　川口　53
岡田与一郎　荻島　64
湯田　庄一　市之瀬　48
坂爪　忠吉　東場　48
苅部　耕一　三枚潟　41

第三区（六名）

阿部　良作　大鹿　44
大橋　金蔵　蕨曽根　52
長井佐平太　浦興野　54
長沢　喜一　小屋場　38
上田　俊治　子成場　57
小林　健作　栗宮　52

第四区（五名）

渡辺　清松　古津　62
伝田　甚　西島　37
中野　一英　金津新田　43
菅野　義男　程島　44
大島宇之吉　金津　63

第五区（四名）

五十嵐正一　六郷　44
土田　耕一　大関　51
赤塚　藤内　大安寺　55
吉川　嶽　中新田　35

□□□□□□□□□□

知らないと不利
日雇健保受給資格

□□□□□□□□□□

日雇労働者健康保険に加入している方で、その受給資格について必要事項を知らないために、大変不利になっている方がいますので、次の事項について十分に注意されるよう願います。

一、受給資格者票の交付を受ける資格のある者

国鉄やその他の事業所に臨時雇として勤務し、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受けている者は、一か月間もしくは、継続する二か月間に通算して、二十八日分以上、または同じく三か月間ないし六か月間に七十八日分以上の保険料が納付されている場合、日雇労働者健康保険受給資格者票の交付を受ける資格がありますので、交付申請の手続をして下さい。

二、診療をうける資格のない者

受給資格者票の交付を受けているが、当月分の確認印を受けていない者は診療を受ける資格がありませんので確認印をうけて下さい。当月分の確認印がないと診療費は全額自己負担となります。

三、半額自己負担の者

日雇労働者健康保険特別療養費受給票は、被保険者（本人）の場合でも半額自己負担です。ただし有効期間（二か月）とする。

四、継続で診療することのできる期間

日雇労働者健康保険受給票で診療している者は同一負傷疾病について、継続給付期間は二か年です。また特別療養費受給票で診療継続した者は、その日から起算して二か年ですので、二か年後同一の負傷疾病で診療を続けている者は全額自己負担となり、他の病気にかかり診療をした場合、この疾病については初診より二か年となります。

五、保険証を返納しなければならない者

①　国鉄や事業所の職員に採用され、他の保険証を交付してもらった者。
②　退職した者
③　他の市町村に転出する者
④　その他保険証を必要としなくなった者

右の四項目に該当する方は、日雇労働者手帳と日雇労働者受給資格者票は必ず市民課へ返納されるよう願います。

肢体不自由児を守る　父母の会結成

7月8日肢体不自由児を持つ親たちを会員に、新津市肢体不自由児父母の会が結成されました。

この会は、手足の不自由な子供たちの治療・育成を指導し、あわせて親同士が緊密に手をつなぎあって、世の理解を求め、望ましい施策の実現に力を合わせその福祉を増進することを目的としております。手足の不自由なお子さんをお持ちの方で、この会に加入のご希望がありましたら市役所社会福祉事務所内同会事務局にお申込み下さい。

父母の会の役員は次のとおりです。

会長　堀　良二（一ノ町）
副会長　青木　悟（秋葉）
同　遠藤吉佐久（東金沢）
会計監事　本間　忠雄（市之瀬）
同　昆　与松（七日町）
庶務幹事　押見竹雄（社会福祉事務所）

戦歿者の妻に20万円
特別給付金　38年4月1日から

戦歿者の妻が、過ぐる大戦の敗戦で、特別の事情のもとに置かれたという観点から、国が「特別の慰藉」を行なうため、特別給付金を支給する法律が制定されました。

施行は昭和三十八年四月一日からで、その内容は次のとおりです。

受給該当者は市役所民生課（年金係）へその手続をして下さい。

一、受給権に該当する者

特別給付金は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり死亡した者の妻であったことにより、昭和三十八年四月一日において次に掲げる給付を受ける権利を有する者に支給されます。

1旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属に係わる公務扶助料
2特例扶助料
3遺族年金
4特例遺族年金
5遺族給与金
6もとの陸軍又は海軍の雇傭人等に係わる旧令共済殉職年金
7もとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係わる各省共済殉職年金

二、特別給付金の額

特別給付金の額は二十万円。

但し十年以内に償還すべき、記名国債をもって交付される。

三、特別給付金を受ける権利の受継

権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしてなかった時は、死亡した者の相続人は、自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができることになっております。

四、時効

特別給付金を受ける権利は、三年間手続を行なわないときは、時効によって消滅する。

（昭和三十八年四月一日より三年以内に請求しないと消滅する）

五、特別給付金の請求手続に必要な書類は次のとおり。

1請求者が戦歿者の妻であることを認める死亡した者の除籍抄本
2請求者の昭和三十八年四月一日における住民票の謄本
3各扶助料・年金支給証明書（支払局より証明してもらう、支払証明書用紙は市役所にあります。）
4各扶助料及び年金証書
5国債受領に用いる時の印鑑

六、請求手続の受付時期

昭和三十八年七月二十二日より。ただし、被保護者、生活困窮者、長期入院患者、老令者等について優先的に受付を受理する（七月二十二日までに該当者に連絡して受付けをはじめます）。

以上特別給付金支給に関する概要でありますが遺族婦人部の役員の協力のもとに請求手続を早く、まちがいのないように期しておりますが、該当者の調査漏れもあるかと思われますので、遺族婦人部役員より連絡のない場合、または疑問等がありましたら、市役所民生課（年金係）へお問い合わせ下さい。

◇　◇　◇　◇　◇